

が逓減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える居住者については基礎控除の適用はできないこととされました。

(注) これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除の額に相当する金額の控除を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

改正後の基礎控除額は、次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		—

3 所得金額調整控除が創設されました。

この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注) この改正に伴い、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、所要の事項を記載した「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

4 上記1～3の改正に伴い、各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の見直しが行われました。

この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が 48 万円以下（現行：38 万円以下）に引き上げられました。
- (2) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が 95 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げられました。
- (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が 48 万円超 133 万円以下（現行：38 万円超 123 万円以下）とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ 10 万円引き上げられました。
- (4) 勤労学生の合計所得金額要件が 75 万円以下（現行：65 万円以下）に引き上げられました。
- (5) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円（現行：65 万円）に引き下げられました。

5 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました。

この改正は、令和2年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。

(注) 詳しくは、「平成30年4月 源泉所得税の改正のあらまし」をご参照ください。

6 非居住者に対して支払う公的年金等に係る源泉所得税の額を算出する際の控除額計算の基礎となる額について、65歳未満の者については5万円（現行：6万円）に、65歳以上の者については9万5千円（現行：10万円）に、それぞれ引き下げることとされました。

この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。 [【www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp)
- 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax（イータックス）ホームページ [【www.e-tax.nta.go.jp】](http://www.e-tax.nta.go.jp)

 この社会あなたの税がいきている